

ナンバープレート表示の視認性確保
に関する検討会
報告書

平成27年2月

ナンバープレート表示の視認性確保に関する検討会

1. 検討経緯・趣旨

自動車登録番号標及び車両番号標（以下「ナンバープレート」という。）については、規格大量生産される自動車に関して行政上その特定を行うための手段として、ナンバープレートの表示の視認性の確保等をしなければならないとされているところである。これは、ナンバープレートが有する「自動車の所有権の公証」、「保安基準に適合していることの証明」、「行政による自動車の使用実態の把握」等の諸機能を確保する上で不可欠の要件として、運行の用に供される自動車に求められているものである。

具体的には、現行の道路運送車両法（以下「法」という。）において、ナンバープレートやそのナンバーは「見やすいように表示」することが義務付けられており、その違反については罰則が適用されることとなっている。

しかしながら、「見やすいように表示」するとの法の規定では、必ずしも客観的かつ直ちに、具体の事案が合法であるか否かについて判断を行えるものとなっていないため、法の規定に抵触しているおそれがあると考えられるような場合において、その是正のための必要な措置を講じることが難しいとの課題があるところである。

このたび、昨年9月に設置された「交通政策審議会自動車部会『豊かな未来社会に向けた自動車行政の新たな展開に関する小委員会』」において、「自動車のナンバープレート表示の視認性の確保」が検討課題の一つとされたことを受け、これまでの類似の検討の成果とともに、最近の調査によるナンバープレート表示の実態等も踏まえ、具体的な制度見直しの方向性に係る検討を行うため、有識者や関係団体等のメンバーからなる本検討会が設置され、今後の必要な取組の方向性等について検討を行ってきたところである。

2. ナンバープレート表示に係る現状とこれまでの類似の検討の成果

(1) ナンバープレート表示に係る現状

ナンバープレートや自動車登録番号及び車両番号（以下「ナンバー」という。）を「見やすいように表示」するとの規定については、法制定と同じ昭和26年から設けられている。しかし、これの原型としてほぼ同趣旨の規定である「見易き箇所に表示」との表現を用いた規定は、さらに先戻ると、自動車取締令（大正8（1919）年内務省令）制定時に既に置かれていたものである。

そもそも制度創設当初の趣旨としては、ナンバープレートを適切な位置に設置し、ナンバープレートにナンバープレート以外の物品を何ら装着しない状態においてそれが表示されることを求めたものと想定される。

しかしながら、その後の自動車の普及にあわせ、ナンバープレートに関する様々な付属用品が市場に登場・普及するようになり、近年ではこれらをナンバープレートに装着等した状態で運行する車両が目につくようになってきている。

例えば、透過率が低くナンバーを読み取ることが出来ないようなナンバープレートカバーの装着、ナンバープレート全面へのシールの貼付や着色スプレー等の塗布、袋状の物品でナンバープレートの大半を覆う行為、ナンバーの識別が困難な程度の角度でのナンバープレートの取付け等、ナンバープレートに記載されたナンバーの識別を困難とするような行為は、現行の法の規定においても違反となるものと考えられる。

一方で、ナンバーの一部を識別出来ないあるいは識別出来ないおそれのある行為として、ある程度の透過率を有するナンバープレートカバーやナンバーの一部を被覆する装飾等が施されたフレームの装着、ナンバープレート端の折り曲げ、シール、着色スプレー等によるナンバープレートの一部を覆う行為、ナンバープレートを奥まった位置や斜めに取り付ける行為等が挙げられるが、これらについては、法上では直ちに「見やすい表示でない」と明確に整理することは困難となっている。

(2) これまでの類似の検討の成果

- ①「ナンバープレート表示の視認性の確保等に関する検討会」（平成 20 年～平成 21 年開催）

ナンバープレートの文字は直接的に隠されてはいないものの、ナンバーが透けて見える程度の透明あるいはそれに準じたナンバープレートカバーが装着されている事例や、主に大型貨物自動車においてナンバープレートが傾いて装着されている、バンパーの陰に入って見にくくなっている等の事例が散見されている現状においては、具体的規定や基準がないと法に違反したか否かの判断が困難となることから、ナンバープレート表示の視認性を確保することを目的に、これらの事例に関する対策についての検討を行ったものである。

(検討結果)

- ナンバープレートカバーの装着については、全面禁止が適当。
- 大型貨物自動車の後面のナンバープレートの取り付けについては、当該

検討会で定めた位置・角度の基準を満たすことが適当。

- ・ナンバープレートの全てを見通すことができるよう取り付けられていること
- ・ナンバープレートの高さが 1.2m 以下の場合には上向き 35 度以内、1.2m を超える場合は下向き 15 度以内
- ・ナンバープレートの高さが 1.2m 以下の場合、ナンバープレートの板面の中心が車両後面より 300 mm 以内の取付
- ・荷台と突入防止装置の間げきが 220 mm（中型は 165 mm）以下の場合、ナンバープレートの板面の中心が突入防止装置の後端より前方にならないこと
- ・なお、車載台、可動荷台を有する自動車等、これらの基準によりがたい自動車については、その種類を明確に限定した上で適用除外とする。

②「ナンバープレートのあり方に関する懇談会」（平成 23 年～平成 24 年開催）

ナンバープレートの表示の仕方のみならず、形状、交付に係る手続き等、中長期的視点から今後のナンバープレートのあり方について幅広く検討を行ったものである。

（検討結果）

- ナンバープレートカバーの装着は、ナンバープレートの視認性を妨げ、道路運送車両法の規定の趣旨を没却させるものとして、可能な限り早期の対応を図るべき。
- ナンバープレートフレームの枠の形状によっては、フレーム枠の使用はナンバープレートの視認性を阻害している点においてナンバープレートカバーと同一視すべきであることから、必要な対策を講ずべき。
- 法律上、ナンバープレートカバーやフレーム枠の取付に関する明確なルールがない状況となっているところ、ナンバープレートの視認性の確保の観点から一定のルールを設けるべき。

3. ナンバープレートカバー等に関する視認性実験の結果及び関係団体からの意見

（1）視認性実験の結果

①実験内容・趣旨

本件検討会においては、塚田委員及び独立行政法人交通安全環境研究所にご協力いただき、法の規定に抵触するおそれのあるナンバープレ

トの表示事例のうち、近年の街頭検査等で数多く見られる「ナンバープレートカバーの装着」、「フレームの装着」及び「ボルトカバーの取付」の事例について、視認性への影響を確認するための実験を実施した。

当該実験においては、自動車の運行中に実際に発生し得る状況下での視認性を確認するため、昼夜それぞれの時間帯において、無色透明の新品状態のナンバープレートカバーのほか、当該ナンバープレートカバーの劣化（傷が入ったもの）や雨天（水滴が付着したもの）における状態についてもその視認性への影響の確認を行った。

また、ナンバープレートの縁が発光するフレーム、ナンバーの一部に被覆する形状のフレーム、表面に文字が記載されているボルトカバーやナンバーの一部に被覆する形状のボルトカバーについても、後続車両及び車外からの肉眼による観察を通してその視認性の確認を行った。

②結果及びその評価

当該実験の結果及びその評価結果は、以下のとおりであった。

イ) ナンバープレートカバーの装着

ナンバープレートカバーを装着しない状態に比べ、昼夜いずれにおいても視認性の低下が確認され、特に夜間は昼間よりもその傾向が明らかとなった。例えば、昼間にナンバープレートカバーを装着した車両が走行する状態では、様々な角度で太陽光が当たることにより視認性が低下する結果が得られた。夜間においては、ナンバープレートを照らす番号灯や後方の車両の前照灯の影響で、ナンバープレートカバーを装着したナンバープレートの視認は大きく低下する結果となった。

ロ) フレームの装着

フレームの装着については、ナンバーの一部を隠すようなデザインのものには特に大きく視認性が低下するとの結果が得られた。一方で、ナンバーを隠さない形状のフレームについては、あまり大きな視認性の低下は見られなかった。ただし、ナンバープレートの縁が発光するフレームの装着については、フレームに注意が向く、あるいは逆光となるためナンバーが識別しにくくなったと評価する被験者もいた。

ハ) ボルトカバーの取付

ボルトカバーの取付については、ナンバーの一部を被覆するものや

大きな装飾が施されたものに関し、ナンバーの地域名や分類番号の識別に支障があるとの結果となった。

一連の実験のまとめとしては、ナンバープレートにカバー等を装着した場合は、装着しない場合に比べて視認性が低下する結果となった。特に夜間では、周囲が暗くなるために昼間よりも全体的に視認性が低下することに加え、番号灯や前照灯の影響でより視認性が低下する結果となった。また、フレームやボルトカバーについても、ナンバーの一部を被覆することとなるような場合には特に視認性が著しく低下する結果となった。

<参考>

- ◆ナンバープレート表示の視認性の確保等に関する検討会（H20年～21年開催）において行われた実験結果（概要）
 - ・透過性約90%のナンバープレートカバーであっても、ナンバープレートカバーが装着されていない状態と比べると後続車及び車外のいずれからの視認性も劣る。

(2) 関係団体からの主なご意見

- ① 過去の調査を通して、ナンバープレートカバーの装着が視認性の阻害要因になることが確認できたため、その全面禁止の方向性について賛成であり、早急な措置を図るべき。

自動車用品小売店ではすでにナンバープレートカバーは販売されていないが、インターネット上で販売している業者も存在しており、今後、規制する場合は十分な周知を徹底すべき。また、フレーム等は現在販売しているものもあり、規制する場合はその範囲についての具体的な基準を示すべき。

【(一社)自動車用品小売業協会】

- ② ナンバープレートカバーの装着を禁止する等の制度改正の方向性については合意であり、ナンバープレートの取付位置・角度等の具体的な基準の策定に関しては、現存する特殊な車両や販売済み及び販売中の車両等に配慮すべき。

【(一社)日本自動車工業会】

【(一社)日本自動車車体工業会】

【日本自動車輸入組合】

4. 今後の取り組みの方向性

過去の類似の検討会でのとりまとめや本検討会における議論、実験結果等を踏まえ、国においては、以下のとおりナンバープレート表示の視認性を確保するための必要な措置を速やかに講ずべきである。

(1) ナンバープレートカバーの装着及びシール、フレーム、ボルトカバー等の貼付・取付によるナンバープレート又はナンバーを被覆するような行為への対応

① ナンバープレートカバーの装着

ナンバープレートカバーを装着することは、一般的にはナンバープレートの汚れ防止や装飾等の意図で行われているものと考えられる。しかしながら、平成 20 年の「ナンバープレートカバー付きナンバープレートの視認性調査」における実験に加え、今回行った実験の結果でも明らかになったように、例え無色透明のナンバープレートカバーであったとしても、走行時には太陽光を反射し易くなること等からナンバーの識別が困難となるおそれが多くなるほか、当該カバーに傷が入る、雨天時等に水滴がその表面に付着する、ナンバープレートとナンバープレートカバーの間に曇りが発生する、夜間時等に後方自動車の前照灯が反射する等の場合には、とりわけナンバーの識別が困難となるおそれが多い。このため、ナンバープレートへのナンバープレートカバーの装着は禁止すべきである。

② フレームの装着・ボルトカバーの取付

フレームの装着・ボルトカバーの取付については、その形状や取付方法によってはナンバーの識別に支障が出る場合がある。このため、フレームやボルトカバーがナンバーの一部を被覆するものではなく、かつ、ナンバーを誤認させるおそれのないものに限り、具体的な基準を設けた上で、これに該当するものについてその使用を許容することにつき検討すべきである。

③ シール等その他の装飾物

シール等その他の装飾物のナンバープレートへの貼付・取付については、その貼付等される位置によってはナンバーの識別を困難とすること、また貼付等されたものの一部が剥がれた際にもナンバーの識別に支障を与えかねないこと等から禁止すべきである。

(2) ナンバープレートの適切な取付の確保に係る対応

ナンバープレート表示の視認性を確保するためには、ナンバーの識別を阻害するような被覆物を取り付けないだけでなく、適正な位置にナンバープレートを取り付けることが必要である。

しかしながら、昨今では、大型貨物自動車の後面のナンバープレートだけでなく、乗用車のナンバープレートについても車体構造上の理由に関わらず、斜めに取り付けられたり、奥まった位置に取り付けられたりしている事例が数多く見られる。

このため、ナンバープレートの視認性を確保するため、許容される取付方法として、その取付位置や角度に関する基準を設定すべきである。ただし、当該基準を策定するにあたっては、すでに販売済み又は販売中の車両や、技術面等の特段の事情により適合が困難な車両については、一定の配慮をすることに留意すべきである。

なお、ナンバープレートをダッシュボード上に置く等、ナンバープレートが車体の適切な位置に取り付けられていない行為についても、ナンバープレートの視認性が確保されず、ナンバー自体も識別が出来ないものであることから、「見やすいように表示」する旨の規定に違反するものであり、ナンバープレートの車体への確実かつ適切な取付が行われるよう必要な措置の明確化を行うべきである。

(3) 十分な周知と関係機関との連携

上記(1)及び(2)の措置の実施に際しては、自動車の使用者のみならず、メーカー、ディーラー、自動車用品店、関係行政機関等関係者が多岐に及ぶことから、新たな措置の内容・趣旨について十分に周知徹底を図ることが必要である。

特に、昨今では、自動車用品は専門店だけでなくホームセンターやインターネット等様々な経路で販売されていることから、これらの取扱業者や自動車の使用者にも新たな措置について周知・認識されるよう留意すべきである。

この際、これらの自動車用品を扱う関係業界において一定の取扱ルールを定め、十分な情報共有を図ることも重要である。

本検討会では、これまでの類似の検討の成果等を踏まえ、ナンバープレート表示の視認性の確保に関する現行制度における課題の整理と対応すべき事例、

今後の取り組みの方向性等について、関係者の意見を聴取し、必要な実験による影響の確認等を行いつつ、具体的な検討を行ってきところであり、今般その検討結果について本報告書のとおりとりまとめた。

今後、国土交通省が中心となり、関係業界や関係行政機関の協力を得て、本報告書にある方向性に沿って必要な措置を速やかに講じていくことを求めるものである。その結果、自動車の使用における安全・安心のより一層の確保等が図られることを期待するものである。

委員名簿

(敬称略 ◎座長)

すぎやま ◎杉山	まさひろ 雅洋	早稲田大学名誉教授
とりつか 鳥塚	としひろ 俊洋	(株) J A F M A T E 社編集長
いわざだ 岩貞	るみこ るみこ	モータージャーナリスト
つかだ 塚田	ゆき 由紀	(独) 交通安全環境研究所自動車安全研究領域 主席研究員
やました 山下	まこと 睦	(一社) 自動車用品小売業協会事務局長
にしわき 西脇	ひさと 尚澄	(一社) 全国自動車標板協議会専務理事
ほそかわ 細川	まさあき 雅昭	(一社) 日本自動車工業会技術管理部会大型車分科会長
はらだ 原田	おさむ 修	(一社) 日本自動車車体工業会 ナンバープレートの視認性対応ワーキンググループ座長
しばた 柴田	はるお 治雄	日本自動車輸入組合技術部課長

(オブザーバー)

警察庁交通局

自動車検査独立行政法人

軽自動車検査協会